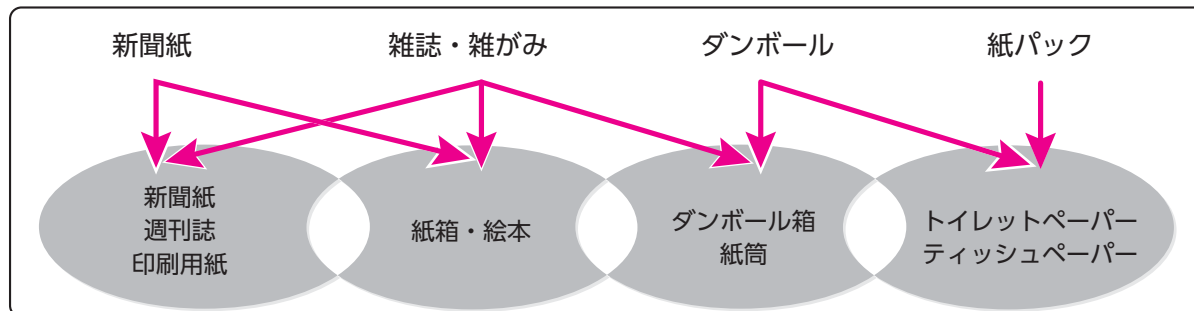




“持続可能な養老のまちづくり”

私たちが見たり、読んだり、包んだりして一度使用した紙は、古紙として種類ごとに分けて回収することで、様々な製品として生まれ変わる“資源”となります。紙は種類ごとに分別し、資源回収に出すことで、リサイクルしましょう。

紙のリサイクル



自宅で古紙の回収場所を決め、家族みんなで共有し、再利用を推進していきましょう。

今、地球温暖化が問題になっています。使った紙をごみとして捨てるのではなく、再利用することでエネルギーの節約となり、環境に優しい行動となります。紙をはじめとした大切な“資源”を「捨てない」「分ける」「集める」といった行動を心がけ、リサイクルの輪を広げていきましょう。

【古紙から生まれる製品】

・卵や果物の包装紙 ・床材や家具に利用される古紙ボード ・住宅用断熱材

雑がみ・・・・・・パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱



※雑がみに混ぜてはいけないもの

- ①紙コップや紙皿など防水加工がしてあるもの
- ②レシートやファックス用紙
- ③汚れているもの
- ④プラスチックフィルムが貼ってあるもの
- ⑤金や銀紙、アルミ箔が貼ってあるもの

紙袋に入れて資源回収に出しましょう



対象製品の原料に古紙を既定の割合以上使用していることを示すマーク。古紙利用製品の使用を拡大し、古紙の回収・利用を促進することを目指しています。内閣府所管の公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月より制定・運営している歴史あるマークです。

問 生活と環境を考える会 ☎32-2386
住民環境課 ☎32-1104

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ(追納制度について)

国民年金保険料(以下「年金保険料」という)の全額・一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、年金保険料を全額納めた場合と比べて、老齢基礎年金(65歳から受け取れる年金)の受け取り額が少なくなります。

免除などの承認を受けた期間の年金保険料は、10年以内であれば遡って古い月分から追納することにより、将来受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

(例：3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納める必要があります)

※追納の申し込み・相談は大垣年金事務所へご連絡ください。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104